

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
● 投資型クラウドファンディングに係るクレジットカード決済		
▼ 改正府令第 149 条第 1 号イ・第 150 条第 1 号イ		
1	<p>「二月未満の期間内に一括して支払い」の要件について、事後的な顧客の支払遅延やリボルビング払いへの変更等により、結果的に顧客のクレジットカード会社に対する支払が 2 か月未満の期間内に一括して行われなかった場合、当該要件を満たさず違法となるのか。</p>	<p>例えば、金融商品取引業者等において、顧客のクレジットカード会社に対する支払が 2 か月未満の期間内に一括して行われる取扱いとなっていることを、顧客からクレジットカード決済の申込みを受けた際に確認するための管理体制が整えられ、適切に運用されている場合には、基本的に、それ以上に、結果的に顧客のクレジットカード会社に対する支払が 2 か月未満の期間内に一括して行われたかどうかまで確認することを求めるものではありません。</p>
2	<p>クレジットカード決済に当たって、金融商品取引業者等が顧客から金銭の預託を一切受けないことは可能か。</p> <p>可能な場合、顧客から金銭の預託を受けなければ、信託による分別管理も不要となるという理解でよいか。また、顧客から金銭の預託を受けない場合であっても、口座の開設及び犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認を行う必要があるか。</p>	<p>金融商品取引契約に基づく債務に相当する額が金融商品取引業者等に対して交付されることが要件とされていることから（金商業等府令第 149 条第 1 号イ及び第 150 条第 1 号イ）、そもそも、金融商品取引業者等がクレジットカード決済に当たって顧客から金銭の預託を受けないことはできないと考えられます。</p>
3	<p>クレジットカード決済により、クレジットカード会社から金融商品取引業者等に対して立替払いされた金銭が、金融商品取引業者等における顧客資産預かり口座であって、いわゆる証券口座のように、顧客が自らの意思で入出金を指示できるものに入金される場合であっても、金商業等府令第 149 条第 1 号イ及び第 150 条第 1 号イの要件を満たすと考えてよいか。</p>	<p>ご質問の点については、個別事例ごとに実態に即して判断すべきものと考えられます。</p>
▼ 改正府令第 149 条第 1 号ロ・第 150 条第 1 号ロ		
4	<p>「信用の供与」の開始時期はいつか。</p>	<p>信用の供与の開始時期は、基本的には、クレジットカードを決済手段として利用して金融商品取引契約を締結した時であると考えられます。ただし、当該契約に基づく顧客の金融商品取引業者等に対する債務の支払期限が別途定められており、かつ、金融商品取引契約を締結した時点で当該支払期限が到来していない場合には、当該支払期限又はクレジットカード会社による立替払いがなされた時のいずれか早い方であると考えられます。</p>
5	<p>「信用の供与」の終了時期はいつか。</p>	<p>信用の供与の終了時期は、顧客がクレジットカード会社に対して金融商品取引契約に基づく債務に相当する額の支払を行った時点であると考えられます。</p>

6	信用供与額の計算においては、一時点における信用の供与が 10 万円を超えないことが必要であり、当月までの未決済分と当月分を合算した額が 10 万円を超えない範囲内でなければならないものと理解しているが、事後的な顧客の支払遅延やリボルビング払いへの変更等により、2 か月以上が経過しても未決済分が残っているような場合、金融商品取引業者等は、当該未決済分の残高についてまで確認する責任を負うこととなるのか。	信用の供与の額については、ご指摘のとおり 10 万円を超えない範囲内であることが求められるところでありますが、例えば、金融商品取引業者等において、顧客のクレジットカード会社に対する支払が 2 か月未満の期間内に一括して行われる取扱いとなっていることを、顧客からクレジットカード決済の申込みを受けた際に確認するための管理体制が整えられ、適切に運用されている場合には、基本的に、それ以上に、結果的に 2 か月以上が経過して未決済分が残っていたかどうかまで金融商品取引業者等に確認することを求めるものではありません。
7	信用供与額の要件について、例えば信用供与額の制限の撤廃や拡大等が考えられないか。	信用供与額の要件は、クレジットカード決済による金融商品取引契約の締結により顧客の資力を上回る過当取引が生じないようにするための要件です。ご提案のような内容に変更することは、投資者保護の観点から適当でないと考えられます。
8	信用供与額の制限（10 万円）について、他の金融商品取引業者等が同一の顧客に対して行った信用の供与について考慮する必要はないとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。
9	信用供与額の制限（10 万円）は、募集手数料込みの金額との理解でよいか。	募集手数料込みの金額について信用の供与を行うということであれば、ご理解のとおりです。
▼ 改政府令第 149 条第 1 号ハ・第 150 条第 1 号ハ		
10	金融商品取引業者等がファンドの自己募集又は貸付型クラウドファンディングを行う場合については、金商業等府令案第 149 条第 1 号ハ及び第 150 条第 1 号ハの要件を満たさないとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。
11	電子申込型電子募集取扱業務に限らず、非上場株券の売買等の取引も対象に含めることはできないか。	今般の改正は、投資型クラウドファンディングにおいて、インターネットを利用する投資家の利便性を向上させるものであり、また、電子申込型電子募集取扱業務については、累積投資契約と同様、一定の要件の下であれば、クレジットカード決済により顧客の資力を上回る過当取引が生じるおそれが少ないと考えられることから、禁止行為の例外として規定することとしたものです。これに対し、非上場株券の売買等の取引については、クレジットカード決済を認める必要性及び許容性が認められないことから、そのような取引にまで例外を拡大することは、現時点では考えていません。
▼ その他		
12	クレジットカード会社は、金融商品取引業者等がクレジットカード決済に際して金商業等府令案第 149 条第 1 号及び第 150 条第 1 号を遵守していることを確認するなどの責任を負わないという理解でよいか。	金商業等府令第 149 条第 1 号及び第 150 条第 1 号は、金融商品取引業者等に対する禁止行為の例外の要件を定めるものであり、クレジットカード会社に対する規制を定めるものではありません。

13	金商業等府令案第 149 条第 1 号及び第 150 条第 1 号に基づきクレジットカード決済を利用する金融商品取引業者等に係る各業界団体に対し、契約締結前の顧客への説明として、「リスクがあること」、「紛議が生じた場合は当事者にて解決すること」、「投資者が申込みの撤回又は契約の解除を行うことができること」を周知して欲しい。	貴重なご意見として承ります。なお、投資型クラウドファンディングを行う金融商品取引業者等は、顧客に対し、契約締結前交付書面において、リスク、紛争解決の方法、顧客による申込みの撤回又は契約の解除の方法等について説明することが求められています（金融商品取引法第 37 条の 3、金商業等府令第 82 条・第 83 条）
14	不法な者による取引が行われたり、詐欺・犯罪収益移転等に用いられたりするといった問題が生じないようであれば、改正に賛成する。	貴重なご意見として承ります。金商業等府令第 149 条第 1 号及び第 150 条第 1 号の適切な運用を通じて、投資者保護を図って参ります。
●投資一任契約に基づく個々の取引に対する契約締結時交付書面の交付義務緩和について		
15	（書面又は情報通信を利用する方法により、当該顧客から、あらかじめ当該内容を記載した書面の交付を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）とされているが、その書式を含む体裁等についてご意見を賜りたい。	顧客から交付を要しない旨の承諾を得るために使用する書面等については、書式・体裁に関わらず、顧客が何についての承諾であるのか容易に理解することが必要です。
16	これは望ましくないのではないかと考えるが、一方で内容についての了解が行われている場合であれば問題ないとも考える。 しかし、一般に交付の手数は然程多くないのではないかと思われるので、契約一般で望まれる事と同様、書面の交付は行わなければならないとするのが妥当であると考え。 よってこの改正に反対である。	投資一任契約に基づく個々の有価証券売買等の取引については、投資判断を金融商品取引業者に一任しており、個々の取引内容を確認するニーズが通常取引より乏しいと考えられることから、顧客の事前承諾を要件に契約締結時交付書面の交付省略を認めるものです。このため、顧客が承諾しない限り書面が交付されることとなります。
17	金商業等府令案第 110 第 1 項第 5 号口について、顧客の事前同意があれば、取引の都度交付する取引報告書は省略できるということか、取引残高報告書の交付も省略できるのか確認したい。	取引残高報告書（金商業等府令第 98 条第 1 項第 3 号）については、今回の交付省略の対象ではありませんので、従来通り、顧客に交付する必要があります。
●その他改正事項		
18	良いのではないかと考える。	ご意見有難うございました。